

那珂川市行政事務の改善を求める決議

那珂川市は、平成 30 年 10 月 1 日に市制施行を実現し、全国的にも注目を集める自治体となり、マスコミの取材や他自治体からの視察も多く、市長が日頃から標榜する「選ばれる自治体」となるための基盤作りが進んでいると理解している。

しかしながら、行政事務に目を移せば、一部の所属において重大な瑕疵が散見され、極めて遺憾な状況にある。

これらの原因は、事務引き継ぎの欠如、単純な確認の遺漏、業務の遅延などによるものである。

例えば、今年、9 月 19 日の全員協議会において報告のあった国民健康保険税に関する事務については、公費医療費助成制度における高額療養費の未請求により 7,640,250 円の損失が発生した。

同日、市町村民税の課税事務の誤りについても報告があり、対象者は 83 名とのことであり、追徴及び還付が発生した。

更に、12 月 6 日の全員協議会において、新たに 18 名に対し課税誤りがあったとの報告を受けた。

また、12 月 4 日の経済福祉常任委員会においては、五ヶ山ダム周辺に整備している商業施設の募集に関し、11 月 22 日の経済福祉常任委員会において、改善すべきとの指摘を受け、改善すると答弁したが、募集の締切日を目前にしながらか置きしていたことが判明し、委員会は紛糾、市長が委員会に出席し陳謝する事態となった。

過去にも、平成 28 年度において軽自動車税の納付書の記載誤りにより、全ての納付書を印刷し直す事案があり、その折には、このようなことが二度とないように事務改善を徹底するとの説明があった。

しかしながら、このような度重なる事案を踏まえれば、事務改善が行われているとは、到底理解しがたい。

一部の所属の瑕疵とはいえ、行政全般に渡って市民の信頼を損ねる結果となっていることは明白である。

更に申し上げるなら、これらの事案によって多額の損出が発生し、また、事務処理に係る職員の時間外勤務手当も合計で 766,165 円となっている。しかも、これらについては、本会議及び委員会での質疑で明らかになったものであり、

自ら説明する姿勢は全くない。

市長は、今般、自らの給与減額に係る条例案を提案したが、これらの損失についてどのように対処するのか説明は未だないままである。

市長にあっては、自らその説明責任を果たし、今後、係る事態を招かないよう、行政事務全般に渡って早急な精査を行い、事務改善を行うことを求めるものである。